

指定管理者制度導入プラン

平成17年1月31日
上富良野町

指定管理者制度導入プラン

指定管理者制度の概要

1 導入の目的・経緯

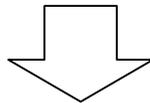
公の施設については、これまで公共団体や公共的団体、町が設置した出資団体等に限り、管理運営を委託することができました（管理委託制度）。しかしながら、多様化・複雑化する住民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設されました。

「指定管理者制度」とは

これまでの制度：管理委託制度

町の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

- ・町の出資法人（振興公社等）
- ・公共団体（土地改良区等）
- ・公共的団体（農協、自治会等）



改正後：指定管理者制度

町の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・指定管理者については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定する。
- ・指定管理者も使用の許可を行うことが可能

民間能力を活用することで、多様化する住民ニーズに的確に対応し、サービスの向上と経費の縮減等が期待できる。

使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可など、法令等により町長のみが行うことができるとされている権限については、指定管理者に行わせることはできない。

個別の法律（道路法・河川法・学校教育法等）で管理主体が限定される施設については、制度の対象外となっている。

2 経過措置

現に管理運営を委託している公の施設については、法施行日（平成15年9月2日）から3年間の経過措置がとられており、町が直接管理する場合を除くほか、平成18年9月1日までに「指定管理者制度」に移行しなければなりません。

3 条例制定について

指定管理者制度を導入する場合には、次の事項について条例で定めなければなりません。

指定の手続（申請方法、選定基準、事業計画の提出 など）

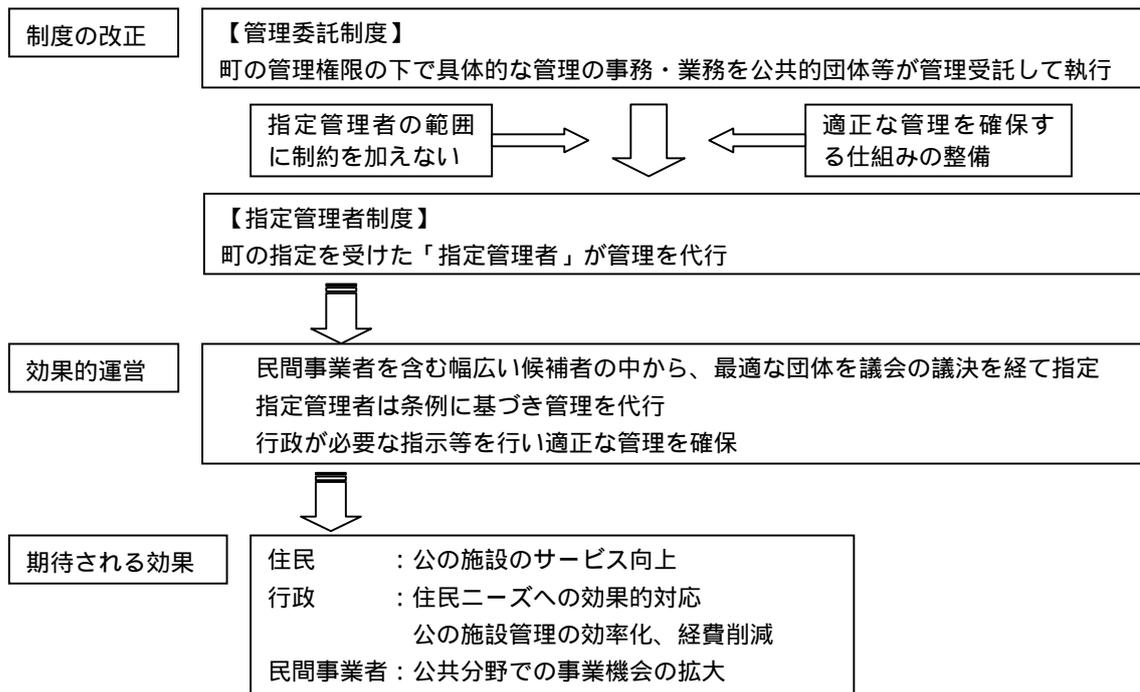
管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件 など）

業務の範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可 など）

4 指定の方法

上記条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定しなければなりません。

指定管理者制度のあらまし



「指定管理者となりうる者の範囲」

指定管理者制度は、公の施設の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が広く含まれ、法人格は必ずしも必要とされていません。(ただし、個人は不可)

「公の施設」

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設(公園、道路、学校、公民館、図書館、博物館、病院、公営住宅、保護施設、保育所、墓地、給水事業、下水道事業、自動車運送事業など)であり、その設置は、法律等に基づくものを除くほか、条例で定めなければなりません。

一方、地方公共団体が設置する施設のうち、庁舎や研究所、給食センターなど、住民の利用に供することを直接の目的としない施設や、財政上の必要のために設置する施設(競馬場など)、社会公共の秩序維持のために設けられる施設(留置場など)などは、公の施設に当たらないと解されています。

公の施設の設置状況

担当課	公の施設の名称	施設数	管理委託 制度活用 施設数	現在の委託先	
総務課	集会施設(しらかば,丘町,宮町,東明)	4			
	乗合自動車事業施設(清富,十勝岳,東中,里仁江幌静修,江花島津,循環東,循環西)	7			
町民生活課	葬斎場	1			
	墓地(中央,東中,里仁,江幌,静修)	5			
	クリーンセンター	1			
保健福祉課	児童館(東,西[泉栄防災センター])	2			
	老人身障者センター こどもセンター[母子通・子育て支援センター]	1			
	保育所(中央,西,東中)	3	1	[指]専誠寺学園	
	ケアハウスかみふらの	1	1	社会福祉協議会	
	保健福祉総合センター[在介センター・デイサービスセンター]	1			
	建設水道課	駐車場(町営駐車場,駅前自転車駐車場)	2		
	コミュニティ広場(中央,泉栄,旭,桜づつみ)	4			
	都市公園(中央,宮町,大町,なかよし,しらかば,緑町,北栄,西町,島津,日の出[オートキャンプ場],東中)	11	2	上富良野振興公社2	
	町営住宅(宮町,東中,緑町,富町,東町,泉町北,泉町南,扇町,西町)	9			
	町営住宅集会施設(あすなろ,住吉)	2			
	郷土芸能資料館	1			
	簡易水道事業施設(東中,西部,江花)	3			
	公共下水道事業施設[浄化センター]	1			
	水道事業施設	1			
	飲料水供給施設(日の出・旭野,東中,旭野十人牧場,清富,十勝岳翁)	5			
産業振興課	馬の霊園	1			
	吹上温泉保養センター	1	1	上富良野振興公社	
	コミュニティ広場(島津,深山峠,千望峠)	3			
	翁地区公園	1			
	農業構造改善センター(静修,島津)	2			
	セントラルプラザ	1	1	商工会	
	農産加工実習施設	1			
ラベンダーハイソ	ラベンダーハイソ[特養・デイサービスセンター・短期入所施設]	1			
町立病院	町立病院	1			
教育振興課	公民館分館[集会施設・防災センター] (東中,日東,草分,富原,江花,里仁,江幌,清富,日新,旭野)	10			
	公民館[福祉センター・青少年会館・公民館島津分館]	1			
	コミュニティ広場(草分,東中,富原,日東,江幌静修,江花)	6			
	郷土館	1			
	開拓記念館	1			
	社会教育総合センター[体育館・コミセン・屋外体育施設] [公民館緑町分館]	1			
	武道館	1			
	B & G海洋センター	1			
	町民プール	1			
	富原運動公園	1			
	島津球場	1			
	町営スキーリフト	1	1	上富良野振興公社	
	パークゴルフ場	1	1	上富良野振興公社	
		合 計	104		

制度導入にあたっての基本的な考え方

1 基本方針

(1) 対象施設における管理運営方法等の見直し視点

利用者の視点に立ったサービス内容の見直しにより、施設の効用を最大限に発揮すること。
民間ノウハウの活用により、管理費などの算定方法の見直しを行いより効率的な管理運営を実現すること。

町との役割分担の明確化などにより、現在の管理委託団体の自立化を促進すること。

(2) 制度の趣旨を踏まえた統一的な仕組み

能力ある事業者の幅広い参入機会を確保するため、指定管理者の募集は原則、公募とします。

ただし、施設の設置目的や管理状況等から、公募によることが適当でない認められる場合を除く。
(現に管理委託している出資法人等に管理を行わせることが最適であると判断される場合)
(施設を整備したPFI事業者に管理を行わせようとする場合)
(地域住民団体等が自主的な管理運営を行うことが妥当と判断される場合)等。

地元地域に指定管理者となりうる者が複数想定される場合は、地元経済の振興策として、指定管理者の募集に地域要件を加えることができることとする。

最適な指定管理者を選定するため、総合的な評価に基づいた選定を行います。

公の施設において、良質なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供するため、指定管理者の選定にあたっては、管理運営コストだけでなく、サービス提供のノウハウや物的・人的能力の状況などを事業計画書等を基に、総合的に検討・判断して選定する。

サービスの継続性・安定性を確保するとともに、計画的な管理運営を実現するため、指定期間は、中期(3年)程度を基本として設定します。

指定期間については、従前の委託契約のように単年度ではなく、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、また使用料の見直しへの対応など、計画的な管理運営を実現するため、3年程度とすることを基本とする。

(3) 手続き条例及び施設の設置条例の整備等

指定管理者の指定に係る統一的な取扱いなどを規定した手続き条例を制定します。

指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて、施設の設置条例を改正します。

指定管理者が取り扱う個人情報の適切な取扱いのため、個人情報保護条例を改正します。

指定管理者が行う当該公の施設の管理運営業務に係る情報の適切な取扱いのため、情報公開条例を改正します。

2 個別(各施設)方針

(1) 既指定管理施設(1施設)

すでに、指定管理者制度を活用し管理運営している施設については、協定にある指定期間の適正な管理運営に努める。

なお、指定期間終了後は、管理の基準や業務の範囲等を見直し、公募により新たな指定管理者の選定を行う(既存の指定管理者が継続して管理運営していくことが最適と判断される場合を除く。)

	施設名	現在の指定管理者
1	上富良野町立西保育所	(学)専誠寺学園

(2) 既委託施設(7施設)

現在、従来の管理委託制度(改正前自治法第244条の2第3項)により町の出資法人等に管理運営を委託している施設については、条例整備や指定管理者の指定等を遅くとも平成17年度末までに終え、平成18年4月からは、指定管理者制度に移行する。(指定管理者制度に移行することが不適当と認められる施設については、町が直接管理運営することとする。)

なお、制度移行に向け、公募により指定管理者の選定を行う(既存の受託者が継続して管理運営していくことが最適と判断される場合は、当該受託者を指定管理者に選定することが

できることとする。)

	施設名	現在の委託先
1	ケアハウスかみふらの	(社福)上富良野町社会福祉協議会
2	日の出公園(オートキャンプ場を含む)	(株)上富良野町振興公社
3	島津公園	(株)上富良野町振興公社
4	吹上温泉保養センター「白銀荘」	(株)上富良野町振興公社
5	日の出山町営スキーリフト	(株)上富良野町振興公社
6	上富良野パークゴルフ場	(株)上富良野町振興公社
7	セントラルプラザ	上富良野町商工会

(3) 直営(業務の一部を委託している施設を含む)施設(96施設)

現在、町が直接管理運営している施設のうち、指定管理者制度を導入することで、利用者のサービス向上や施設の効果的・効率的な管理運営が期待できる施設については、制度活用に向けた検討を進める。

制度移行検討施設(28施設)

将来の制度移行に向け、制度導入の可能性を検討し、可能と判断される施設については、導入に努めていくこととする。

ア、民間事業者等で現に行われている類似サービス提供施設

	施設名	主体的業務が既に委託されている場合の現在の委託先
1	乗合自動車事業(清富線)	(有)上富ハイヤー
2	乗合自動車事業(十勝岳線)	(有)上富ハイヤー
3	乗合自動車事業(東中線)	(有)十勝岳ハイヤー
4	乗合自動車事業(里仁江幌静修線)	(有)十勝岳ハイヤー
5	乗合自動車事業(江花島津線)	(有)上富ハイヤー(一部)
6	乗合自動車事業(循環東線)	(有)十勝岳ハイヤー
7	乗合自動車事業(循環西線)	(有)上富ハイヤー(一部)
8	東児童館	
9	西児童館[泉栄防災センター]	
10	中央保育所	
11	東中へき地保育所	
12	農産加工実習施設	
13	ラベンダーハイツ	

イ、一体的管理で効率性が見込まれる屋外施設

	施設名	主体的業務が既に委託されている場合の現在の委託先
1	町営駐車場	
2	駅前自転車駐車場	
3	中央コミュニティ広場	高齢者事業団
4	富良野川桜つつみコミュニティ広場	高齢者事業団
5	深山峠コミュニティ広場	かみふらの十勝岳観光協会
6	千望峠コミュニティ広場	かみふらの十勝岳観光協会
7	翁地区公園	

ウ、一体的管理で効率性が見込まれるスポーツ・文化施設

	施設名	主体的業務が既に委託されている場合の現在の委託先
1	B & G海洋センター	(株)シー・エス・ティー
2	町民プール	
3	富原運動公園	
4	島津球場	
5	公民館[福祉センター・青少年会館]	
6	郷土館	
7	開拓記念館	高齢者事業団
8	郷土芸能資料館	

当面の直営継続施設（68 施設）

当面は、町が直営していくことが妥当と考えられる施設については、サービスの向上とあわせて、管理経費の縮減に向け、委託範囲の拡大を検討していく。

なお、これらの施設においても、将来的に指定管理者による管理運営が有効と判断される場合は、制度導入に向けた検討に努めることとする。

ア、公共性の実現に向け、行政が直営を果たすべきと考えられる施設

施設名		主体的業務が既に委託されている場合の現在の委託先
1	葬斎場	
2	中央墓地	
3	馬の霊園	
4	クリーンセンター	㈱クボタ環境サービス
5	町営住宅（宮町団地）	
6	町営住宅（東中団地）	
7	町営住宅（緑町団地）	
8	町営住宅（富町団地）	
9	町営住宅（東町団地）	
10	町営住宅（泉町北団地）	
11	町営住宅（泉町南団地）	
12	町営住宅（扇町団地）	
13	町営住宅（西町団地）	
14	水道事業施設	
15	簡易水道事業施設（東中）	
16	簡易水道事業施設（西部）	
17	簡易水道事業施設（江花）	
18	飲料水供給施設（日の出・旭野）	
19	飲料水供給施設（東中）	
20	飲料水供給施設（旭野十人牧場）	
21	飲料水供給施設（清富）	
22	飲料水供給施設（十勝岳翁）	
23	下水道事業施設	㈱テクノス

イ、当面、町の職員を直接配置し、サービスを提供していくことが妥当と考えられる施設

施設名		主体的業務が既に委託されている場合の現在の委託先
1	保健福祉総合センター	
2	町立病院	
3	社会教育総合センター	
4	武道館	
5	老人身障者センター [こどもセンター]	

ロ、地域の自主的な管理運営の促進策を検討していく施設

施設名		主体的業務が既に委託されている場合の現在の委託先
1	東中会館	
2	日東会館	
3	富原会館	
4	江花会館	
5	里仁会館	
6	江幌会館	
7	清富会館	
8	日新会館	
9	旭野会館	
10	しらかば会館	
11	丘町会館	
12	宮町会館	
13	東明会館	
14	草分防災センター	
15	静修農業構造改善センター	

16	島津ふれあいセンター	
17	あすなる集会所	
18	住吉集会所	
19	中央公園	
20	みやまち公園	
21	おおまち公園	
22	なかよし公園	
23	しらかば公園	
24	緑町公園	
25	北栄公園	
26	にしまち公園	
27	東中公園	
28	泉栄児童広場	
29	旭広場	
30	島津コミュニティ広場	
31	草分コミュニティ広場	
32	東中コミュニティ広場	
33	富原コミュニティ広場	
34	日東コミュニティ広場	
35	江幌静修コミュニティ広場	
36	江花コミュニティ広場	
37	東中共同墓地	
38	里仁共同墓地	
39	江幌共同墓地	
40	静修共同墓地	

(4) 新規開設施設

従来の管理委託制度がなくなったため、新規施設の管理運営を直営によらない場合は、指定管理者制度によらなければならないことから、開設にあわせて制度を導入していくこととする。

(5) その他

民間経営によりサービス提供していくことが妥当と判断される場合は、公の施設としての管理運営を廃止して、民間経営に移行していくことについても、検討を進める。

3 指定管理者の経営努力策

(1) 利用料金制度等の活用

指定管理者制度導入に際し、指定管理者の自主的経営努力の発揮を促すとともに、町及び指定管理者の会計事務の効率化を図ることから、利用料金制、承認料金制の導入を検討します。

ただ、利用料金制度では、必ずしもすべての管理費用を利用料金で賄う必要はなく、過去の利用状況等から一定の経費を、必要に応じて委託料として町が支出することも検討します。



「利用料金制度」

公の施設の利用については、本来使用料の徴収が認められており、使用料は町の収入となりますが、町が適当と認めた場合は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を、当該指定管理者の収入として收受させることができます。この制度を利用料金制度といいます。

利用料金制度は、施設の目的や種類などに応じて適切に導入することによって、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や、使用料徴収など会計事務の効率化が期待できる制度です。

「承認料金制度」

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされています。この制度を承認料金制度といいます。

指定管理者が利用料金を定める場合、条例に定める利用料金の範囲や算定方法などの基本的枠組みにしたがい、予め町の承認を得ることが必要です。

承認料金制度は、施設経営の基本的な要素である料金設定について、ある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設として住民の利用に支障を来たすことのないよう公的なチェック機能を定めた制度です。

(2) 委託料

利用料金制度によらない場合であっても、指定管理者の自主的な管理運営（経営）努力を高めるため、次のような委託料の工夫を検討します。

過去の管理経費の平均額より低い金額で管理できた場合は、そのうち一定分を指定管理者に還元する。

利用者の増減に応じて報奨金を設ける。

4 指定手続きの流れ

(1) 公 募

指定管理者の候補者の公募は、募集期間を定め、予め施設に関する情報（施設概要、委託費、指定期間等）指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の資格や選定基準等を提示して実施する。

公募の実施は、町のホームページや広報誌等へ掲載することで告知する。

(2) 申 請

申請者は、法人その他の団体であって、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた資格要件を満たす者とする。

申請者には、「資格要件を満たすことを証する書類」「施設の管理運営についての事業計画書」「事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有することを証する書類」等を町に提出していただく。

(3) 選 定

指定管理者の選定は、公募のあった者の中から、選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定します。

< 選定基準 >

住民の平等利用が確保されること。

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること 等

(4) 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、「指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地」「指定管理者に指定する団体の名称及び住所」「指定の期間」について、議会の議決を経ます。

(5) 協定の締結

町は、指定管理者と「委託費及び利用料金の取扱い」「個人情報の取扱い」「第三者への業務委託の範囲」「期間終了後の物品等の帰属の扱い」等、管理業務の実施にあたり必要な事項について、協定を締結します。

< 事業報告・調査等 >

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を街に提出することとします。

町は、指定管理者に対して報告の聴取、実地調査及び指示を行います。

町は、指定管理者が町の指示に従わないとき、或いは、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定の取消し又は業務の停止を命ずることができることとします。

指定管理者制度の導入スケジュール（H18年4月からの制度移行を想定）

